

平成28年度 東京都税制調査会  
第4回小委員会 議事録

日 時 平成28年9月30日（金）午後5時00分～  
場 所 都庁第二本庁舎南側 31階特別会議室22



平成28年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成28年9月30日（金）17:00～19:06  
都庁第二本庁舎南側31階 特別会議室22

**【税制調査課長】** それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

〇〇委員がまだお見えになっておりませんが、時間になりましたので始めさせていただきます。また、本日別件で事務局が遅れております。申し訳ありません。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第4回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側は「答申（素案）」でございます。

また、その右側は、答申（素案）に対する委員からの御意見でございます。

その他は参考資料でございます。

それでは、この後の進行は、〇〇小委員長にお願いいたします。

**【〇〇小委員長】** 本日もお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから「平成28年度東京都税制調査会」第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、平成28年度東京都税制調査会の答申（素案）について御審議をいただきます。

事務局から、答申素案の構成や特徴について説明いただいた後に、全体を4つに区分してそれぞれの事務局の説明の後に審議という手順で進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から答申（素案）の構成、特徴と「I 税制改革の視点」について、御説明をお願いします。

**【税制調査課長】** それでは、資料「平成28年度東京都税制調査会答申（素案）」をごらんください。

最初に構成案を御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

今年度の答申は、三部構成となっております。第一部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の考え方を記載しております。第二部では「税制改革の方向性」として、分野ごとに基本的な考え方と課題について整理した上で改革の方向性を示しており、第三部では「東京における税をめぐる諸課題」として、都の財政需要や税に対する理解の促進などについて記載をしております。

なお、今年度の検討事項を踏まえまして、昨年度答申から新たに項目を追加した部分がございます。第一部では、3の（3）として「環境に配慮した税制」、4として「税に対する理解を深める取組の重要性」を追加いたしました。

第二部では、5の「車体課税等の自動車関連税」、6の「環境税制」を追加しております。

また、第三部につきましては、2の「税に対する理解の促進」と3の「都の重要施策を支える税制の役割」を追加しております。

なお、先日、皆様にお送りさせていただきましたから、構成及び内容の修正を行っております。

今回、小委員会に提示する予定の資料案について、会長・小委員長と皆様に同時にお送りしてしまいましたことで事前説明時から内容が変更している点につきましては、この場をおかりしておわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

また、巻末の参考資料につきましては、次回の小委員会の際に提示できるようにさせていただきます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

1ページをお開きください。「税制改革の視点」です。

4つ目のポツで「今求められることは、人口構造や社会経済の変化に耐えうる税制度である。当調査会はこうした認識に立ち、次世代を含めた国民が安心して希望を持って暮らせる社会経済システムの構築に向け、将来を見据えた中長期的な視点からの税制改革に向けた提言を行う」としております。

2ページの「地方自治を支える分権改革」につきましては、昨年度答申の考え方を踏襲しております。

また、3ページ「2 財政の持続可能性の確保」につきましても、これまでの考え方を踏襲しております。

5ページをお開きください。

「3 時代の変化に対応した税制の実現」としまして「(1) 少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制」「(2) 支援を必要とする者に配慮した税制」「(3) 環境に配慮した税制」としております。

(1) (2) とも内容については、昨年度答申を踏まえた記載としております。

「(3) 環境に配慮した税制」につきましては、今年度、新たに追加した部分です。9ページの枠の中をごらんください。「環境重視の社会経済を構築していくためには、税制の一つの基軸に『環境』を据えることが必要である。さらに、将来世代の利益も考慮するといった『現在と将来世代との間の公平』に関する配慮が望まれる」としております。

10ページをお開きください。「4 税に対する理解を深める取組の重要性」についてです。この部分も今年度の答申で新たに追加した項目となります。枠内をごらんください。「納税による社会参加の意義や受益と負担に対する理解を深めることで、『自分たちがこのまちを支えている』という意識を醸成することが求められる」とともに「税に対する理解を深める上では、住民が『共感できる取組』を考える必要がある」としております。

11ページ「5 活力ある社会経済の実現」についてです。

(1) につきましては、ビジネス環境の整備について、次ページ(2)については、誰もが輝ける社会の実現について記載をしております。(3)において「行政サービスの充実とともに、税制上の優遇措置を効果的に活用することで、社会経済の活力向上に税制が寄与していくことが可能」としております。(3)については、昨年度の答申を踏襲した記載としております。

説明は以上です。

続きまして、本日、また次回欠席の〇〇委員から御意見を預かっております。〇〇委員からの御意見につきましては、別紙で1枚御用意しておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

また、II以降は、それぞれのパートで御紹介いたしますので、今は「I 税制改革の視点」のみ御説明をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。枠内にあります「地方自治とは、住民に身近な地方自治体が自らの財源と責任に基づき」という記述につきまして、〇〇委員のほうから、「住民に身近な」という言葉は基礎自治体を連想させてしまう可能性があり、違和感を感じるという御意見をいただいております。平成27年答申と同じような記載がよいのではないかという御意見をいただいております。ちなみに、27年度答申では、この部分を「住民の意思を尊重し」というような記載をしております。

また、7ページ、8ページをごらんください。所得格差に関する部分ですが、税制調査会の議論を踏まえた記述を検討してほしいというように御意見をいただいております。

また、11ページをお開きください。枠内の1つ目のポツの部分です。「投資や人材の移動」について、この書き方では、東京から地方への移動のような印象を受けてしまうということで、「海外から国内への投資や人材の移動」ということにしたらどうかということで代案をいただいております。

同じく11ページの枠内の3つ目のポツ「税制上の優遇措置を効果的に活用」と書いてある部分につきまして、宿泊税収を観光振興に充てたり、環境関連税収を環境保全に充てるなど、軽課だけではなく重課で集めた税収を活用して特定の施策を推進することで、社会経済の活力向上につなげるという視点も重要ということで、軽課の

みを連想させる「税制優遇」という表現は避けるべきであり、「税制を効果的に活用」と修正してはどうかという御意見をいただいております。

同じような記述につきましては、12ページにもございます。

〇〇委員からの第一部に関する御意見は以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、この第一部についての御説明をいただきましたので、皆さんからこの部分についての御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。特にきょうは人数も少ないので、皆さんの発言時間は十分とれるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〇〇先生、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇です。

今さらかもしれないのですが、この答申の位置づけを確認させていただきたいのです。

1ページのところで「税制改革の視点」とあって、最後に「将来を見据えた中長期的な視点からの税制改革に向けた提言を行う」というときの税制改革というのは、基本的には地方税の改革を指している。別に東京都に限らずだけれども、地方税全体を指していて、国税に踏み込むことは想定していないという理解でよろしいでしょうか。あるいはそれも含めた日本国全体の税体系ということなのか、どうでしょうか。

【〇〇小委員長】 よろしく願いいたします。

【税制調査担当課長】 東京都税制調査会の検討事項といいますかコンセプトとして、国・地方を通じた税制のあり方と言っていますので、漠然と国税も含めた改革ということなのですが、ただ、中心になるのは地方税制改革ですので、地方税制改革を念頭に置いているとお考えいただいて結構でございます。

【〇〇委員】 わかりました。なので、基本的には地方税をということで考えたときに、次の2ページのところで、これは伝統的にこういう記述がなされているのだと思いますけれども、国と地方の歳出割合が4対6で税収割合は6対4と逆転した状態が続いているということですが、これを踏まえて地方税体系の改革を行うということになると、基本的には地方税を拡充して地方交付税を縮小することを念頭に置いているというか、それを目指す、そういう方向性を志向するというように読めるかなと思うのですが、そのように受け取られていいかどうかということはどうなのでしょう。

【〇〇小委員長】 個人的な意見ですが、そこまでは書いていないですが、三位一体改革のときに、あれは交付税改革と同時に行われたのですが、基本的なアプローチとしては、むしろ国庫支出金を整理縮小して、地方の自由に使える財源を増やすという意図だったと思うのです。同時に、実は交付税改革の規模の縮小も行われたので、あれを含めて三位一体改革というように受け取られてしまったので、非常にマイナスのイメージが大きいのですが、今回の例えば6・4、4・6のギャップを意図されていることは当然地方税をもっと財源を豊かにということだと思っておりますが、同時に地域間の格差は残るわけですから、やはり交付税の機能というのは引き続き残していくべき。ただ、その量的規模について特に言及していませんし、国庫支出金で対応すべきだとか、こういうことも特に書いていませんし、国と地方の関係が当然変わってきますから、それ以外のものについて交付税、国庫支出金についての改革と同時に書いていかないとこは完結しない記述だと思うのですが、6・4と4・6というギャップに対して問題意識を持っているということと、さらなる税源移譲が重要であるというスタンスをここでは表明するにとどめているので、それ以上は突っ込めない。地方消費税の話とか後で出てきますので、そういうことも含めて地方税の税源、自主税源を豊かにしていくべきだということまでは言っているということだと思います。

【〇〇委員】 その地方税源を豊かにすべきだということ言えば、それはそういう側面ももちろんあるのですが、この4・6、6・4を問題にするということになると、先ほど地方交付税と言ったのは少しミスリ

ーディングかもしれませんが、国庫支出金も含めた移転財源の縮小ということにこの記述というのはつながるわけですね。必ずしも交付税だけではないかもしれませんが、その移転財源の縮小まで見据えた改革をやるべきだということにここで最初からそういう主張をするべきなのかどうか。要するに三位一体改革がまさにそういう志向があったわけですが、あれでは不十分だったからさらにもっとちゃんとやるべきだと。確かに4・6、6・4から次は5・5へというのがいつときスローガンにもなりましたが、そのスローガンに似たようなことを当税制調査会も掲げ続けるのかどうかという、私は5対5を目指すということ自体がそんな妥当な目標ではないのではないかと感じていたのです。だんだん消えていきましたよね。余り最近言われたいと思うのですが、それもここで目標とし続けるべきことなのかどうかというのはどうなのでしょう。

【〇〇小委員長】 別にこれは合意を目指す必要はないと思うのですが、委員の皆様方からも、せつかくの〇〇委員の問題提起でございますので、もし御意見がございましたらお願いします。

【〇〇委員】 きょうは人数が少ないということで発言します。私も5対5は全く意味がないと思っていますので、こんなものはさっさとやめたほうがいいのではないかと考えています。自治体にとって必要な一般財源がちゃんと確保できるかどうかということと、国と自治体の間で相互に財政需要があるわけですから、それに合わせて適切に配分するということであって、5対5などというのは全く根拠のないスローガンでしかないので、早くやめたほうがいいと思いますので、私は〇〇委員の考え方に全くそのとおりだと思っています。

特に5対5にしますと、財調をどうするのかという話に絶対なりますので、それは論理的に無理だということになりますね。だから、それは全くあり得ない話で、こういうことは黙っていたほうがいいのではないかと。そもそも三位一体改革の後に本当は税・社会保障一体改革という非常に重大な、かつ、途中でぶっ壊された改革があるので、そちらを再建するほうが重大な問題ですよ。むしろ地方財源がちゃんと確保できない。税・社会保障一体改革で地方に今後社会保障四経費で必要なものをあると言ったにもかかわらず、それを国の勝手な都合で消費増税をやめたということのほうがより深刻な問題であって、6・4、4・6などというどうでもいい話よりも、やるべきことは別のほうをちゃんと書くべきだと思います。つまり、地方財源はちゃんと必要なものを確保すると言っていたにもかかわらず、政局的な思惑でそういうものを確保しないという全く税制を非常にいいかげんに扱っているという姿勢のほうがむしろ問題だと思うので、4・6、6・4という問題ではないと思います。

【〇〇小委員長】 〇〇委員はございますか。

【〇〇委員】 私も今のお二方の意見と同じで、やはり5対5、4対6とかというのではなくて、きちんとした政策があって税収がそうなるのではないかなど。どちらが負担するかをきちんとしてなっていくのではないかなど思っているもので、5対5とか4対6ということは別にそんなに意識する必要はないと思っています。やはり今、〇〇委員がおっしゃったように、きちんとした政策のほうが必要ではないかと考えております。

【〇〇委員】 だから、2ページであえてつけ加えれば、三位一体改革の話をするのではなくて、税・社会保障一体改革が途中でぶっ壊されている、これをどうするのだということのほうがより深刻な問題だと思います。まだ改正法は出ていませんけれどもね。だから、完全に壊されてはいないのですが、壊すという予定なのです。

【〇〇会長】 3ページには図が描いてありますが、6対4、4対6がここで書かれているわけです。2ページのほうの文章に戻ってみますと、これは確かに5対5を目指すところには書いていないのです。そういう意味で、確かに三位一体改革のころに、当時の総務大臣のどなたかがそういうことを言われたような気がします。そういう議論が三位一体改革のときから続いているものだと思います。

今、御意見がございましたとおり、地方税あるいは交付税、譲与税を含めて一般財源によって社会保障財源を含む地方税財源の確保を目指すことがこの根本的な課題だということは皆さんおっしゃられたとおりです。それに関して、ここの1番のポツの1つ目と2つ目を合わせて見たときに、例えば現在の政策課題に合わせて地方税財源を確保していくことが重要だというニュアンスで文章を整えるということは必要ではないかと思っています。今

の皆さんの御意見を踏まえて考えれば、そういうことになります。

【〇〇小委員長】 そうすると、この6・4、4・6の記述自体について会長の御意見としては、

【〇〇会長】 数字としてはこのとおりなのですが、これを考える際に、数字を目標にするということではないだろうというのが皆さんの今の御意見だとすれば、そうですね。実はこの枠のところには「総体としての地方税財源の拡充が必要」と書かれています、むしろこちらのほうが正確かもしれないのです。そういうニュアンスで文章を整えることが必要ではないかと思います。もちろん、5対5ということを書く必要はないわけです。

【〇〇小委員長】 そうですね。ここにはそういう記述は特に書かれていないのですが、現状、こういう状態である。多分次のところにつなげていくときに、地方自治体は社会保障サービスの提供に加え、こういうことをやっている。したがって、総体として地方全体としてこういった仕事を遂行していく上での財源確保が必要であるというような記述をつけ加える形でやれば、上のポツ自体は現状の指摘ということなので、地方税と交付税、その他の財源を合わせてトータルとして仕事にふさわしい財源が確保されるべきであるという次の下のポツに追加記述を加えるという形でやったらどうでしょうか。

【〇〇会長】 ついでに申し上げますと、都税調の場合、確かに今期から毎年答申を出すわけですが、全体として見ると3年1期になっております。地方財政調整制度、つまり地方交付税に関する議論も前期もずっとやってきておりましたし、答申の中に入れておりますので、今回、それがまだ入っていないというのは、今年その議論をやっていないから入っていないので、来年度にかけて必ずその議論を行いますので、そこも踏まえて3年で1つのまとまった答申になるということかと思えます。もちろん交付税を軽く見ているわけではございません。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

今の点、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 そういうように、くどいようですけれども、3ページのこういう図よりは、後ほど地方消費税のところでは税・社会保障一体改革の話に18ページとかで触れていくことになるわけですね。これはまさに社会保障経費が必要だからという考えで行われたものでありますので、その総論的な意味で本来総体としての地方税財源を拡充するといえますか、確保するということですね。国のほうも社会保障は必要なので、結果的にどちらの比率が大きくなるかはそのときの判断ですけれども、そういう意味では、18、19ページに書かれているものをいわば総論として前出しにするべきです。税・社会保障一体改革に触れておくということは最初はないと、どうもこの税・社会保障一体改革は単に消費税の話だけに矮小化されているような印象を与えかねないので、そういう意味では総論で触れておいたほうがいいのではないかな。それは、要は総体としての地方財源を確保する、特に社会保障経費を確保するということが非常に重要だということをもっと最初に掲げておくことが必要かなと思います。

【〇〇小委員長】 そうすると、税・社会保障一体改革が行われてきた。これが今後、〇〇委員が御指摘になったように、それを結局改革する法案ですか。事実上、消費税を引き上げないので。

【〇〇委員】 延期法案ですね。

【〇〇小委員長】 延期法案。ただ、その枠組みは壊さないのですか。どうなのでしょう。

【〇〇委員】 名目上は延期だけですよね。

【〇〇小委員長】 壊さないですか。延期させる法案。

【〇〇委員】 ただ、二度あることは三度あるで、永遠に延期されるかもしれないです。

【〇〇小委員長】 ただ、プログラムが書き込まれて、それに必要となる財源が書き込まれて、それで消費税を上げる。ただ、それを先延ばしするという形のもので出てくるという理解でいいですか。

【〇〇委員】 それも一体改革をどこまでやれるかというのはまだはっきりはしていませんね。全部やらなはいとは言っていないですね。

【〇〇小委員長】 なるほど。そうしましたら、その部分を例えば三位一体改革とか地方分権一括法とか経緯が書かれているわけですが、他方で、ポツを新たに設けるべきかどうかわかりませんが、税・社会保障一体改革が合意され、その方向で議論が進められてきているけれども、現行、先延ばしになったわけですね。その意味で、地方側としては、下から2番目のポツのところですけども、こういう課題があり、これを推進していく必要があるので、税源確保の必要性がある。トータルとして地方の財源を、地方税のみならず交付税その他の財源を含めてトータルとして確保する必要があるというのを税・社会保障一体改革で触れながら記述をしていく。こういう形であればより明確ではないか。後ろの詳しい記述内容とも対応関係が出てくるという〇〇委員の御意見ですね。これは可能でしょうか。どこに入れるか詳細はお任せいたしますけれども、どこが一番入りがいいかですね。ありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。〇〇委員、最初の1つ目ということで、何か複数あるようなニュアンスでしたが。

【〇〇委員】 余り最初で時間を使ってもあれなのですが、もう一つ、4ページのところで、1つ目の黒ポツ、2段落目になるのですが「平成32年度の国・地方の基礎的財政収支は5.5兆円の赤字となるとされ」という内閣府の中長期試算を前提、ベースとした数字が書かれているのですけれども、これの背後にある国と地方のそれぞれのプライマリーバランスというのは、国がマイナスの10兆円ちょっとで、地方は5~6兆円のプラスになるのです。そこはもちろん、ここには書いていないのですけれども、ただ、この試算を前提として議論というか、この試算というのはここに書かれているとすると、このマイナス5.5の中身というのは地方は黒なのだという話を認めるといふか、実際に地財計画でも全体の決算でも、地方全体としてはプライマリーバランスは黒字になっているのですけれども、例えば今年度の地財計画であれば4兆円近くの黒字なのです。一昨年の決算でも4兆円近い黒字になっているので、それで国・地方を合わせての財政収支の改善が必要なのは間違いないのですけれども、その内訳はと見たときに、地方がプラスになっているので、だとすると、地方からもっと国に召し上げていいのではないかみたいな話が正当化されるようなデータを前提として話をすることになるのです。それをどう考えるか。誰もそこまで見ないよというように捉えてしまうのか、もう少し真面目に考えるとそういう話になってしまうのですけれども、いいですかというところが私も気になっているところなのですが、いかがでしょうか。

【〇〇小委員長】 なるほど。この点、どうですか。事務局としまして、あえてこのデータを出された背景があると思うのですが。

【税制調査課長】 背景としては、まず全体的に収支改善に向けた取り組みが必要という危機感をあらわしたかったのと、結局のところ、国の財政収支が悪化すれば、やはり例えば今でも地域間の偏在是正を目的として地方税の国税化がされているわけですけども、そういうところで地方にも影響が来ることが考えられるとか、そういった意図で使ったのですが、確かに〇〇委員のおっしゃるとおり、地方は黒字ではないかというようなところも踏まえるべきという点はその通りだと思います。

【〇〇小委員長】 なるほど。

【〇〇委員】 少なくとも国が赤で地方が黒であることを認識した上でこれを書いていかないと、どこかでおかしなことが起きるような気がするのです。

【〇〇小委員長】 実際、そういう議論がなされたりしましたね。

【〇〇委員】 こういう議論は本当に論理的な議論ではなくて単なる口げんかですよ。赤字が多いほうは、うちのほうが需要が多いから助けてくれと言うし、黒字でやっているほうは、おまえのところは放漫経営をしているからおまえのところは金は渡せない。おまえのところは渡せば渡すほど赤字になる。だから、もっとこちらがやったほうがいいのかというだけなので、要は言われたときにちゃんと言いかえす。逆になれば逆のことを言うだ



けなのです。地方側が赤字になったら、向こうは、地方は赤字だから放漫経営の地方には金を渡せないと言いますけれども、地方のほうは需要があるからもっとよこせと言うだけで、単に立場が入れかわったら言うことが変わるだけなのです。要は余り論理的ではないので適当に言うておけばよくて、〇〇委員がおっしゃったようなことを言われるだろうと、当然財務省なら平気でそういうことを言う。自分たちの放漫経営については口をつぐみ、他人が放漫経営をしたときだけは文句を言うという人々ですからね。だから、そこだけはちゃんと考えておけばいいので、それをどうするかですね。これだけ不用意に出しておくとも一方的に言われてしまう可能性があるのです。その裏を見たら、地方のほうは大幅なプライマリーバランスが黒だ。だから、どんどんどんどん先ほどおっしゃったように法人特別税をもっと召し上げればいいではないか。普通に言えば召し上げ度合いが足りないよと言われますね。だから、どこまで出すかですね。

【〇〇小委員長】 国の財政が悪化すれば何らかの形で地方に悪影響が及ぶ可能性があるということからこういう記述になったということではあるのですが、他方で、黒字召し上げ論に手を貸す記述をする必要はないのではないかという議論もあり、どこでバランスをとるかですね。あえて全部の想定批判に対してあらかじめ答えていく記述をしていく必要もないかもしれないので、そこはそういう議論が想定されますよということを我々の間で了解した上で、〇〇委員がおっしゃったように、何か指摘があったときには反論すべきだし、総務省の方はそういうことを言うてくれるけれども、地方もかなり血のにじむような形で給与も削減してきたし、特に公共事業を中心として投資的経費も落としてきたし、そういう中で経営努力もあって黒になっているのに、なった途端に召し上げ論をやらされても困るということをおっしゃっていましたが、〇〇委員も御指摘のあった水かけ論というか、ああ言えばこう言う的などころもあるので、あらかじめそのあたりは全部書き込まなくてもいいかもしれないので、とりあえず、こういうことで懸念があるという指摘に一旦とどめておいてもいいでしょうか。

どうぞ。

【〇〇委員】 この全体的な答申の1項目目の「税制改革の視点」で、いきなり「地方自治を支える分権改革」というのを出してしまったからそうなっているのではないかと思うのですが、やはりこの意見書が国も地方も合わせたところで税制改革を考えていく上で、最初に国と地方を合わせたもの、それから地方を主張して最後に東京都に持っていくとしたら、入ってもおかしくない文章だと思うのです。先ほどの〇〇委員の御指摘の4ページの文章。だから、文章の構成の仕方ではないかなという気がするのです。このIの1にいきなり「地方自治を支える分権改革」が入ってきてしまったから、地方がやっていますけれども、先ほど〇〇委員は国の社会保障との改革の一体化を言っていましたね。そうすると、社会保障のこともこれでいくと、5ページから「時代の変化に対応した税制の実現」として触れていますね。逆に「2 財政の持続可能性の確保」から始まって、2、3に行ったらこの1を持ってくれば、そんなに抵抗なくこの文章は生かせると思ったのです。

【〇〇小委員長】 2を先に出すということですか。

【〇〇委員】 2を先か1を先。3なのかもしれないけれども、1が先に来てしまったからそういうようになったのかな。ただ、東京都だからやはり1から出さなければいけないのかなというのはあることはありますけれどもね。

【〇〇小委員長】 そうですね。地方の税財源が国の財政状況と密接な関係にあるということはもう間違いないことですね。ただ、論理順序として、それがいいかどうかですね。東京都の税制調査会としては、論理構成として1のような形で地方の立場が先に出て、その背景となる国の財政状況について密接な連関があり、そこが厳しくなった際には地方に影響を与えてくるという論理構成で行きたいなと思いますけれども、個人的にはね。でも、先生の御指摘は非常によくわかります。全体を描いて、その中の地方、そして東京都というのが1つの論理順序で確かにありますね。先生、これは絶対こだわりがあるというわけではなくて。

【〇〇委員】 別にそういうことではないです。

【〇〇小委員長】 わかりました。ありがとうございます。

多分4ページの「本年6月の」というところの背景がわかりにくかったので、先ほど言っていた中身を少し入れるような形で説明を加えていただいたほうが、なぜこれを出したかという意味がわかるかと思います。

【〇〇委員】 やはり分権改革といったところでこれが出てくるので確かにそういう意味での違和感があるかなという気はしますね。〇〇先生がおっしゃったように、税・社会保障一体改革という話もここに既にあれば、全体として財源が足りないのは間違いないのだと。その1つの裏づけの情報として出てくる分には違和感はないかなという気はします。あと、地方が黒字だろうとか言われたとすれば、それはちゃんと反論すればいいだけの話だと。だから、ここでは別に地方は黒字だけれどもとか、そんなことはわざわざ書かなくていいというスタンスでいいかなという気はします。

【〇〇小委員長】 〇〇委員としては大体そんなところですか。

【〇〇委員】 はい。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、Iは総論ですので、このあたりに。

どうぞ。

【〇〇委員】 余り時間をとってはいけませんが、感覚的なものだけなのですが、コメントです。1ページの最初のポツなのですけれども、社人研の推計だと、出生率は相当回復しても人口は減少するはずなので、出生率がよほど極端に高い数字にならない限り人口減少はずっと続くはずなので、これはまず人口減少を前提にした税制でないとならないと思います。これは推計上の事実の問題です。

3つ目のポツは核家族の進展というのはやや時代認識が古くて、むしろ単身・独居世帯化という気がします。

7ページの枠囲いのところで「社会保障、教育、就労支援」と書いてあるのですがすけれども、就労支援も非常にケチな話です。労働経済政策とか雇用政策とかもっと大きなことを言わないと、社会保障とか教育という大きい話を言っているのに何でこんなちまちました話を言っているのか。就労支援は非常に小さいので、雇用政策とか労働政策そのものですね。

【〇〇小委員長】 つまり、就労支援というよりも雇用政策とか。

【〇〇委員】 要は教育と並ぶような大きさがないと。

【〇〇小委員長】 大きさの話をしたほうが、カテゴリーとしてね。

【〇〇委員】 就労支援は、要は教育で言えば学習支援とか土曜の補習とかそういうレベルでしょう。だから、これはバランスが取れない。それに加えて、仕事の総量を増やす政策がないなかでは、そもそも就労支援はほとんど効果がないに決まっているので、こんなものは余り書いてもしょうがない。それから、これは皆さんの感覚にもよるのですがすけれども、11ページ、グローバル時代を勝ち抜くという話と持続的発展というのはどうも毛色が違うというのか、勝ち抜くというのはマッチョな話で、持続的発展というのはもう少し草食系とは言いませんが、もう少し何とか生きていこうという話なので、どうもこれが分裂しているような気がします。

12ページも語感の問題で「誰もが輝ける」というのも非常に気に入らなくて、輝かなければいけないというのはリア充の発想ですよね。「私はこんな輝いているのだぜ」という発想がそもそも貧しいので、自分らしく生きていける社会で何でいけないのか、何で輝かなければいけないのかということです。これは語感が貧しいという気がしますので、もう少し東京都らしく余裕を持った意見を言ってもらいたいです。勝ち抜かなければいけないとかは、語彙が貧困ですよね。そういう気がします。でも、これはニュアンスの問題なので、余り本質には影響しません。

【〇〇小委員長】 勝ち抜くという表現はそうかもしれません。確かに東京都もある種の都市間競争をしていることもまた事実なので、それを税制上、対応すべきかどうかというのはともかくとして、それを東京も含めて、

いわゆるグローバルシティの都市間競争を意識しているという記述はあっても私はおかしくはないと思うのですが、勝ち抜くという表現になるとどうなのかという話なのかもしれません。どうでしょうか。

どうぞ。

【〇〇会長】 この辺りの表現ですね。書いている意図は文章全体を読めばわかるのですが、確かに表現が公共部門らしい表現かというのがありますので、そこを工夫させていただきたいと思います。

【〇〇小委員長】 なるほど。わかりました。こちらで引き取る。

【〇〇会長】 はい。

【〇〇小委員長】 「誰もが輝ける」の一文ですね。検討いたします。

皆様、大体言っていたいただきましたか。よろしいですか。

あと〇〇委員の意見もあったのですが、これも表現の問題は引き取らせていただきますね。ここは表現の問題が多いですか。特に優遇措置についてはここでも議論があったとおりで、必ずしも優遇ばかりではない、軽課ばかりではなくて、重課もあるよというところからもう少し中立的な表現に修正してはどうか。これはそのとおりがかなという気もいたします。これも含めてⅠについてのコメントは割と表現上のものが多いので、あわせて検討させていただきます。

では、次へ進んでもよろしいでしょうか。では、Ⅱのほうへよろしくお願いします。

【税制調査課長】 それでは、Ⅱの「税制改革の方向性」、1から3までについて御説明いたします。

素案の13ページをお開きください。ここから16ページまでは「地方税体系のあり方」についてです。

基本的な考え方については、昨年度の答申を踏襲しております。

続きまして、15ページをごらんください。「課税自主権の活用」についてです。2つ目のポツ、法人事業税交付金については、標準税率をベースとしていないことから、超過課税を実施する都道府県では、超過課税分を含めた税額を市町村へ交付することになっているが、このような制度は地方自治体の課税自主権を阻害する面があるという点。

4つ目のポツ、森林環境税については、既に多くの自治体が課税自主権を活用して超過課税を行っていることから、地方自治体の課税自主権を損なうことのないような制度設計を行うべきという点について小委員会での御意見を反映しております。

また、17ページから23ページまでは「地方消費税」になります。こちらについても基本的な考え方については、これまでの当調査会の考え方に沿ったものとなっております。

また、「地方消費税の使途に関する課題」について、18ページをごらんください。18ページの2つ目のポツで、今後の社会保障関係費は毎年平均で300億円のペースで増加するとの試算を明らかにした上で、これを前提とすれば10年後には都の社会保障関係費は現在よりも約3,000億円増加することとなるが、これを全て地方消費税で賄おうとすれば、消費税率換算で都ではさらに約1.6%分の地方消費税が必要となるとしております。

また、19ページの1つ目のポツで、社会保障を受給することと地方消費税の間に特別な受益者負担としての関係はない。したがって、地方消費税は地方自治体の基幹税として多様な行政需要を担う観点から、引き続き一般財源とすることが適当であり、地方自治体が住民に対し、説明責任を果たしていくことが重要であるとしております。こちらは平成26年度の答申の内容を踏襲しております。

19ページ(3)の2つ目のポツです。税率引き上げの再延期による地方の歳入の影響額を示しております。この部分は今年度新たに加筆した部分です。また、3つ目のポツ、消費税率引き上げの時期の再延期に関して、国の一方的な政策的・政治的な判断が地方財政に大きな影響を及ぼす場合には、その現状を勘案し、地方交付税の法定率を引き上げるなど、弾力的な対応を行うべきであるという点について、小委員会での御意見を反映して

おります。

続きまして、20ページからは「その他の諸課題」について記載をしております。軽減税率の問題に触れるとともに、低所得者ほど税負担が重くなる逆進性の緩和に向けては、給付付き税額控除の導入も一つの選択肢としております。

21ページの2つ目のポツをごらんください。給付付き税額控除に関しては、逆進性の緩和のみならず、労働へのインセンティブが的確に働き、子育て支援等にも効果的な制度のあり方が望まれるとしております。

続きまして、清算基準の見直しについてです。こちらにつきましては、清算基準はあくまで税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県の財政調整のために用いるべきではないとしております。これまでの当調査会の考え方を踏まえた記載となっております。

23ページの(5)をごらんください。「地方消費税の拡充に向けて」につきましては、1つ目のポツで国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む高齢化という現状に鑑みれば、税率10%への引き上げを確実に行うべきであるとして、小委員会での議論を踏まえ、昨年度より踏み込んだ記載としております。

また、23ページ、3つ目のポツで、消費税率引き上げの再延期という国の政策的・政治的判断が地方の行財政運営をいや応なしに左右する現在の仕組みは、地方自治の観点から不合理なものである。また、地方六団体など地方の力を結集して積極的に改善を求めていくべきである。

「国と地方の協議の場」を活用するなど、具体的な改善の方策等について実質的な協議を行っていくことも検討すべきと小委員会での議論を反映した記載としております。

続きまして、24ページから33ページまでは「地方法人課税」に関してです。

26ページをお開きください。平成28年度税制改正で地方法人特別税と譲与税を廃止して法人事業税に復元することとされたことを受け、記載をしております。

28ページをお開きください。1つ目のポツで、近年はさまざまな事業活動の形態が出現しており、必ずしも資本金が法人の活動規模をあらわしていない例もある。資本金以外の指標を組み合わせることにより、法人の規模や活動実態等を的確にあらわす基準へと見直すことも考えられるという点につきまして、小委員会での議論を踏まえて記載をしております。

続きまして、分割基準のあり方です。こちらにつきましては、昨年度答申を踏襲しております。

30ページをお開きください。「地方法人税の課題」について記載をしております。地方法人税の拡大による影響額につきましては、31ページの1つ目のポツで記載をしております。改正前は4,100億円であった都への影響額は、改正後は5,100億円となることを見込まれております。

また、31ページ、下から2つ目のポツで、これらの減収額は、本来であれば都の施策に充てるべき財源である点について述べた上で、3つ目のポツで地域間の偏在是正と財政力格差の縮小という目的のために、地方自治体の重要な基幹税を国税化することに合理性はなく、地方法人税を法人住民税に復元するとともに、総体としての地方税財源を拡充する方向で税制改革が進められるべきであるとしております。

続きまして「ふるさと納税」についてです。32ページをごらんください。3つ目のポツで、個人の寄付金控除制度である「ふるさと納税」について、個人住民税は、地域社会の費用を住民が広く負担する税であり、居住地でない地方自治体への寄付により、居住地である地方自治体から税額控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担との関係をゆがめる制度であるとしております。

企業版「ふるさと納税」につきましては、33ページの1つ目のポツで、そもそも企業は立地していない地域への税収移転は、受益に対する負担という地方税の原則に反するとした上で、今年度の答申におきまして、国の認定によって実質的に地方税の納付先が変わるという制度は、地方の課税権の侵害につながるものであるという点を加えております。

このパートの説明は以上となります。

引き続きまして、〇〇委員からの意見を御紹介させていただきます。

15ページをお開きください。上から2つ目のポツで、法人事業税交付金の記述がございます。こちらは〇〇委員からいただいた御意見を反映している部分です。御自身の意見が内容に反映されているということです。

また、17ページをごらんください。枠内の2つ目のポツについてです。「地方自治体の自主財源として地方消費税の割合を一段と高めていく必要」と書いてある部分につきまして、地方税収全体に占める地方消費税の割合を高めると読めてしまうという御指摘をいただいております。代案としては、「消費税に占める地方消費税の割合を高める」としたらどうかということで御意見をいただいております。

また、裏面をごらんください。18ページ、下から4行目をごらんいただければと思います。現在、都の社会保障関係費の将来需要に関する記載がしてある部分ですが、消費税率に換算した数字はぜひ残してほしい。規模感を示すことは重要だということで御意見をいただいております。

また、21ページをごらんください。3行目の「所得に対する逆進性を緩和するには、給付付き税額控除の導入も一つの選択肢である」という記述について御意見をいただいております。給付付き税額控除を実際に導入する場合、所得把握や給付事務など膨大な事務が発生し、国税庁の規模を大幅に拡大する必要があるとの意見もある。特に今回修正が必要というわけではないが、問題意識を持っておいてほしいということでした。

また、23ページ、下から4行目です。「国と地方の協議の場」の記載の部分なのですが、「地方六団体など地方の力を結集して積極的に改善を求めていくべきである」というように記載をしておりますが、何についての改善を求めるものかわかりにくい。地方消費税率の引き上げの再延期などの事態に対して税収の穴を埋めてほしいと主張しているのか、制度改正を地方が独自にできるようにすることを主張したいのか、地方として一歩踏み込んだニュアンスを含めるのであれば、はっきり記載したほうがよいという御意見をいただいております。

また、このパート、最後の御意見になります。28ページをごらんください。1つ目のポツにつきまして「中小法人の定義については、法人の活動実態の変化に応じて柔軟に対応すべきであるとの意見もあった」というように素案では記載してございます。ここの部分につきまして、定義について柔軟に対応するという表現では、何らかの特例措置を講じるというニュアンスを与えてしまう。資本金のみを採用している現行の定義自体を再検討する必要性について言及すべきとのことでした。こちらも代案をいただいております。そこで、「中小法人の定義については、資本金以外の指標を組み合わせることで、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準へと見直すことも考えるべきであるとの意見もあった」としてはどうかということで御意見をいただきました。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

では、今の第二部について、御意見がございましたら、よろしく申し上げます。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 時間つなぎ的などころで最初少しだけ。13ページの枠囲いの中の2つ目の表現は、所得循環という表現でいいのかどうなのか。何となく違和感があるのですけれども、もしこれでよければいいのかというのが1つ目です。

2つ目、課税自主権のところでは15ページの森林環境税の問題で、地方自治体の課税自主権を損なわないように新たに後から導入するのだったらしてほしいというのも、自治・分権の観点からはわからないわけではないのですが、森林環境税は実際上、住民税の均等割への上乗せなので、余り筋のいい税制とは思えません。雑税はこの際一掃したほうがいいのか、どうなのか。理に適った税制であるべきです。森林の問題だったら1人当たり幾らとっていいだろうなどといういかにも筋の悪い税制なので、自主権をそんなに尊重すべきものなのかというのは個人的には違和感が非常にあります。この際だからちゃんと国でまともな税をつくったほうがよほど国民の

ためなのではないかなという気はしますので、何でもかんでも自主税であればいいということではないと思うのです。やはりちゃんとまともな税制をつくるという責任が、自治体にもあるのではないかなという気はします。

17ページ、〇〇先生も指摘されていますが、2つ目のところ、地方消費税の割合とかというややこしいので、地方税の充実とか強化とかと言っておけばいいのではないかな。しっかり地方消費税を頑張らしましょうということくらいなのかなという気はしております。

このインボイス制度についていろいろと業者さんの負担が増えるかもしれないとか、負担の少ないあり方について検討していくべきだというように書いてあるのですけれども、いまだによくわからないのは、ヨーロッパでやっているのに、そんなに中小企業がみんな困っているのか。正直なところ、よくわからない。本当にそんなに困るのかということです。ふだんだって経理をやっているわけですね。納税もやっているのに、レシートも発行しているので、こうした議論に余りつき合うことはないのではないかなというか、もう少しちゃんと議論したほうがいいのではないかな。本当にそんなに負担なのかなということ。私はこら辺はよく理解できないというか、そもそも導入されていないから本当の負担はどうかと誰もわからないと言えばそのとおり、やってみなければわからないと言えばそのとおりなのですが、いささか疑問かなと思います。

同じように給付付き税額控除についても〇〇委員のおっしゃっているように、どのような負担が発生するのかということはもちろん非常に重要な課題なので、そこは検討しておく、一言言っておく必要はあろうと思えますけれども、ただ、原則は申告納税ですから、本当は今やっていないのは、税務署が楽をしているというだけなわけですね。本当は全国民が申告しなければいけないので、給付付き税額控除とは、簡単に言えば申告して還付が発生するというだけですね。今まで税務署が楽をしているというだけなので、果たしてそれを負担というのかどうかというのはよくわからないなというような印象を持ったということです。

とりあえず以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうですか。特に今の実際のインボイスの点だとか、あるいは給付付き税額控除を導入する場合には所得把握、給付事務、あるいは事務局側で実際に実務の点からこういう問題はあるのだという御指摘をいただいても結構です。

【〇〇委員】 インボイスは、やはり今、小さな商店街から小さなお店がなくなってしまったのですけれども、現実にお父さん、お母さんでやっているような商売だと難しい面がありますね。今は例えばスーパーとか大きなところへ行くとレシートに消費税戻とか消費税外税などきちんと書いてありますね。ところが、そういうレジを入れる余裕もない個人、それから小さな法人では難しい。そして、納品書、請求書、領収書まで全部1つにきれいにそろえてきちんと処理できる時間的余裕がない中小企業者というのはかなりいます。だから、実務的なことから言えば何でもほかの国でできていることが日本でできないのかと言われてはいますが、ほかの国でもできていないところで廃業してもうやめてしまうということも聞いております。

ですから、もしインボイスのできない事業者があったとしたらですけれども、そこで消費税が途切れるようなことになった場合には、その事業者は流通から排除されていくわけです。ですから、そういうことも含めてきつと税理士会は反対しているのだと思います。

先ほどの給付付き税額控除の場合は、個人番号がきちんと整えば難しくはないと思うのです。

【〇〇小委員長】 そういう意味では、個々の中小企業の事務への配慮というのは記述があったほうがよいということですね。わかりました。

【〇〇委員】 やはりあったほうが良いと思います。このことだけではなくて中小企業の配慮というと、確かに税金を納めている法人の数というのは大変納税額が中小企業の場合、小企業は少ないです。ほとんど9割方が中小法人で、それに納める税は少ないのかもしれないけれども、経済の中でこの方たちが動かないと回って

かない部分が多いのです。外形標準課税にしても労働者数で言ったら、確かに東京都に来て働く労働者の数は多い。でも、中小企業が労働者に払う給料、社会保険の負担といったら大変なのです。ですから、その辺を配慮してあげてほしいというのがいつも税理士会の意見なのです。大企業だけでは決して経済は回っていかないと思うのです。ですから、そういう意味で今まで日本を支えてきた中小企業者にも何かを優遇してほしいと税理士会はいつも中小企業者のためにと言っております。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。私もここは議論しようと思っていたのですが、では、特に〇〇先生のご意見で単なる文章表現ではない論点が幾つかございました。その中で特に今、会長から御指摘があったのは、〇〇先生のコメント自体は裏面の真ん中あたりにある28ページ7行目の中小企業法人の提言については法人活動実態の変化に合わせて柔軟に対応すべきというのがあるのですが、ここをより明確にということで、〇〇先生の修正点は資本金以外の指標を組み合わせることによるといことなのですが、この中小企業とは何かという点で、確かに現在、資本金、例えば外形標準課税に関しても資本金というのが重要視されておりますけれども、もう少し中小企業の実態を資本金以外の指標も組み合わせてみるべきではないかというように記述内容は明確化したほうがいいのではないかということなのですが、〇〇委員の御指摘を伺いたいということもございますので、このあたりはいかがでしょうか。

【〇〇委員】 ごめんなさい。もう少し考えさせてください。

【〇〇小委員長】 そうですか。わかりました。ここは確かに私も議論した記憶があり、資本金が今、幾らでしたか。

【〇〇会長】 1億円を超えるでしたか。

【〇〇委員】 超えるです。

【〇〇小委員長】 超えるところを外形化しているのですね。だけれども、それが望ましいかという例の分割の問題もあるので、つまり、外形課税を免れるために資本金を1億円以下にしてしまうということもありますし、何をもって中小企業とするかということについては、こういう議論は確かに出てきているわけです。またお考えのところはまとめましたら、後でも構いません。御指摘をお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員が御指摘になった17ページの地方自治体の自主財源として地方消費税の割合を一段と高めていく。この表現は何なのかという定義に関してですけれども、ここは事務局としてはもともとどの意味だったのでしょうか。つまり、地方消費税の消費税に占める地方消費税の比率を上げていくべきだという表現だったのか、そもそも地方税全体に占める消費税率を上げるべきだという意味なのか、どちらですかというような。

【税制調査担当課長】 ここは消費税率に占める地方消費税の割合というニュアンスですから、〇〇委員御指摘のとおりで、この書き方ですと地方税収全体に占める地方消費税というように読めますが、むしろ、こちらで意図していたのは、消費税率に占める地方消費税の割合ということでした。

【〇〇小委員長】 わかりました。そう書いたほうが、〇〇提案に応じる形で変えたほうが意図は明快に出るということですね。

【税制調査担当課長】 はい。

【〇〇小委員長】 この点について、特にほかにも委員の皆様方から異論はございませんか。

【〇〇会長】 枠の中もそうですが、当然本文のほうが重要なので、本文ですとこれが23ページの下から2つ目のボツの最後のところ、下から9行目のところになるかと思えます。地方消費税の割合を一段と高めていく、ここに当たると思いますが、確かにここを読んでもはっきりわからないところがありますので。ただ、ここはもしかすると委員によって意見の分かれるところはあるかもしれない。そういう意味では、先ほど〇〇委員が言われたとおり、地方消費税の充実ぐらいにしておいたほうがいいかなと私は実は今、思ったところがございます。

【〇〇小委員長】 意見が分かれているのは、必ずしも比率を高めるのは問題とか。

【〇〇会長】 地方税収に占める地方消費税の割合を高めるのだったら地方税改革だけの話なのですが、消費税における地方消費税の割合を高めるということは国との関係になるので、要するに取り合いになることなので、ここについてはどうでしょう。要するに国の割合を下げろという税源移譲論みたいになってくると、そこについては意見が分かるところはあるかもしれない。これは個人的な意見というよりは、会長としてどうかなというように思ったというところであります。

【〇〇委員】 確かに充実としたほうが国税には踏み込まないともとれると思うので、そのほうが自然な感じがしますね。

【〇〇小委員長】 たしか今回8%に上げるときでしたか10%に上げるときに、国税の消費税も上げつつ、地方消費税比率も上げましたね。

【〇〇会長】 両方上げますね。

【〇〇小委員長】 両方上げましたね。そんなイメージかなと私は思っていたのですが、ここは明快にそういうものは読み取れないですね。両方確かに国の財政状況を考えても地方消費税だけを上げて、国との取り合いになるというのは本望ではないというか、意図するところでは本来確かにないという気がします。皆様の御意見はよくわかりましたので、表現は考えたいと思います。

【〇〇会長】 森林環境税はどうしますか。

【〇〇小委員長】 森林環境税、私の意見もこれは入れていただいていると思うのですが、ずっと議論がありまして、ある種、地方独自課税の数少ない成果の一つなのですが、確かに均等割は筋が悪いと言われればそうかもしれないのですが、念頭にあるのは森林、県によっては都市の緑地とかそういうところも範囲に入れるところがあるのですが、その全体として、それぞれの地域の流域に沿った形で都市住民が森林保全を支えていくという形で議会で条例として決議して同意をした課税なので、意義があるではないかなと考えていまして、今回の場合は、国がどういう課税の形態に具体的にしてくるのか、まだ明らかになっていないのですか。均等割の引上げみたいなことを想定しているのですか。それをいわゆる国がこれを導入することに関して、受益と負担という観点から言って問題は多いのではないかなというように個人的には考えているのです。

流域を単位として、下流が上流を支えるという論理であればなおわかるのですが、かつて河川流量税、流水占用税だったか何とかという形で国がいわゆる水源税というものを導入しようとしたときに一遍潰れているのですが、これはいわゆる都市民から取ったものを山へという形だったのですが、いわゆる流域とは関係なく、国が取った税金で山に財源をという形だったのです。その他、いろいろな形で山林交付税とかいろいろな提案も行われていましたけれども、こういう形であれば納税する側にとっては何のためにこれを納めているのか、受益と負担の関係は明確ではないという批判も非常に強くあったのです。

逆に言うと、森林環境税が通ったのは、そのあたりの納得が得られた上に各地の議会でこれが可決されていたというように私は理解をしております、そのあたりから課税自主権を地方分権一括法に基づいて実行した数少ない成果として、これをわざわざ潰す必要はないだろうということから反映をさせていただいたのだというように思っておりますけれども、そういう意図であります。

【〇〇会長】 61ページから62ページにかけて、この議論が出てきます。そこではもし全国的な制度として考える場合は住民税均等割上乘せのようなことをやると、所得に対して逆進的な税になることに留意する必要がある、と注意しているところはあるので、そういうバランスはここではとられているのではないかなと思います。

【〇〇小委員長】 確かにそうですね。そういう意味では、私もその点はそのとおりでして、わざわざ国が国税として最も逆進的な税である均等割引き上げをやる必要はないのではないかな。住民が各流域ごとに合意して、



森を守るためということと納得して負担するというのならともかく、国が消費税で逆進的と言われている中で、もっとひどい逆進性のある均等割は上げる必要はないのではないかという思いももちろんございます。

【〇〇委員】 もちろん小委員長の御見識はそのとおりだと思うのですが、やはり均等割というのは人頭税ですから、できるだけないほうがいいのではないのでしょうか。歴史の本を読んだら人頭税というのは悪税の典型として、薩摩がやったとか黒人を排除するためにわざと人頭税を入れたとか大体ろくでもない話なのであって、森を守るためという高邁な話はいいとしても、なぜ均等割でやらなければいけなかったのですかという問いは残ると思うのです。等しく負担するとしても、受益に関してでもですね。それを一番安直にやったというように思うので、私は評価していません。租税抵抗が強いこの国においてできたというものは、まさにその租税抵抗のゆがみをあらわした一種の歪んだ税制であると思っていますので、私自身は比較的消極的な判断です。もちろん国税で均等割でやるなどは論外だということですが、まともな森林環境税はつくってもらいたいということなのです。もちろん自治体が自分で税制を導入したという心意気はよいとは思いますが、銀行税にせよ、大体ろくでもないことをやって敗北していったわけですね。森林人頭税は、今まで住民税均等割があったからやむなく生き残った、要は訴訟で潰せなかったというだけですが、いかがなものかなと。

もう一つ、町内会をやるためのコミュニティー人頭税も、たしか廃止されましたね。だから、筋のいいものとは思えないなと。前近代的な税制だと思いますので、余り高くは評価したくないなと。

【〇〇小委員長】 表現をどうするかは考えさせていただくということで、引き取りましょうか。

【〇〇会長】 わかりました。きょうは〇〇委員が来ておられないので、また御意見がいろいろあるかと思えます。ただ、62ページの3行目に「ただし」と書いてあるところには、実は全国的な税だけではなくて個人住民税均等割に上乘せする方式と書いてありますので、そういう意味はここで表現されていると考えていただければありがたいなと私は思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかの論点はいかがでしょう。どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇委員からも御指摘のあった13ページの枠の中の2つ目の所得循環の生産、分配、支出というところで、私、実は後半のほうにもともと関心があったのですが、先ほど御指摘があったのは所得循環という言い方が正しいかというところで、こういうふうに言わないこともないけれども、生産、分配、支出といった場合に、言いかえると生産は供給であり、支出は必要なだけけれども、分配は所得なので、この3つの中の1つが所得になるのです。そうだとしたときに、その循環というはおかしいだろうという話になって、フロー循環とか経済循環というような言い方のほうが一般的かなと思うのですが、そこは表現の問題かなと思うのです。

もう一つ、生産と分配と支出の3つの局面でバランスよく課税というのは非常にひっかかっている、ニュアンスとしては、個人所得と消費だけではなくて、例えば東京都であれば都の外から働きに来ている人もいますので、そういう人たちが受けている便益に対して負担してもらおうということで、それで法人事業税あるいは法人住民税とかが1つ正当化されるロジックになるのだろうとは思いますが、その場合、別に生産に課税しているわけではなくて、例えば法人所得に課税するのだとすれば、この中で言うと分配のところ当たることになりまして、所得課税の中で個人所得と法人所得に対してバランスよくということであればわからないでもないのですが、バランスは別に同じである必要はないのですけれども、生産というところにバランスよく課税すべきというのが税の論理からは通常出てこない話ではないかなと思うのです。

【〇〇会長】 この表現はずっと使い続けてきているのですが、結局いわゆる課税ポイントの話なのです。要するに経済活動の成果が数字にあらわれるポイントポイントで課税するということになるのが、まさに所得税で言えば所得の段階で課税するのか、それとも実際にそういう支払いが行われたといえますか、売り上げがあった

段階で課税するのか、あるいは法人の段階つまり源泉地で課税するのかという課税ポイントの話であります。もちろん、それは3つだから3分の1ずつ課税しろなどは誰も言っていないわけで、それぞれのポイントで適切に課税すればいいということになります。

所得循環という言い方は、付加価値の循環かもしれない。付加価値というか、そういう形での循環かもしれないのです。これは付加価値がいいのか、所得がいいのかということも常々考えてはきたのですが、こういう形で従来やってきていたので、できればこれは形を統一させていただきたいとは思っています。考えた上でもう一度お答えさせていただければと思っております。

【〇〇委員】 課税ベースではなく課税ポイントということであれば、そんなに確かに違和感はないかなという気はします。

【〇〇会長】 所得、消費、資産ではないということはわかります。

【〇〇委員】 これはそういう意味では体系としてどういうイメージを描くのかというのは、簡単には2、3、4以降の目次に当たるものの説明なわけですね。そうすると、消費税と地方法人課税があって個人所得税があったのはいいとして、車体と環境まであるので、体系としては一体どういう体系になっているのかよくよく考えてみるとよくわからないということになりかねないので、これを統一的に説明する知恵が必要だということだと思うのです。例えば所得と消費と資産にバランスよくかけましょうなどという話であれば、所得税と消費税と資産税ですというのが次についてくれば話は成り立っています。けれども、ここは、車体と環境とどういう趣旨で言っているのかにもよるのですが、考え方として全体を包括するような話がないと、とれそうなものだけとりあえず言っていますという話なら、まさに体系性がないということなので、何か考えなければいけないかなという気はします。

【〇〇小委員長】 なるほど。どうしますか。どうぞ。

【〇〇会長】 言いわけしていいのかわかりませんが、先ほども少し申し上げたのですが、前期まではこれは中間報告と言っていたのです。中間報告、中間報告、答申。今期からは答申、答申、答申。といっても、3年目が最終答申ということになると思うので、体系性はそこでとればいいのかと実は考えていたところがあります。確かにⅡでいう2、3、4は消費税、法人課税、個人所得税ということなのですが、その後ろについている車体課税は、消費税なのか資産課税なのかよくわからないのですが、とにかく各論的な話である。だから、総論、総論、総論のところでは各論、各論で並べていいのかという御指摘かと思っておりますので、数字をあらためればいいのかとも思いますが、余り複雑になるのもどうかと思います。今の指摘につきましては、最終答申で体系性をとらせていただければ大変ありがたい、というのが私の意見です。

【〇〇小委員長】 そういう意味では、今回の今年度の答申にかかわらず、全体としてバランスをとるべきだと一般論をここではとりあえず述べているという解釈ですね。そうさせていただいていいですか。御指摘はそのとおりだと思います。

【〇〇会長】 わかりました。先ほどの交付税もそうですからね。

【〇〇小委員長】 あとはどうでしょうか。〇〇委員、先ほどの点でございませうか。

【〇〇委員】 27ページのところを読んでいて、このとおりだと思っているのですが、ただ、外形標準課税は本当にきつと対象になっているのは事業税を払っていない次損法人もこれに払えるから、ある意味では資本金1億円以上ですから、本当に小さな企業には余り関係ないですね。だけれども、やはりこれを広げてほしくない。資本金1億円以上とか、それを維持していただきたいというのがきつと中小企業への配慮になると思います。中小企業までにも外形標準課税を及ばさないでほしいと思うのです。

この外形標準課税の計算は実務的に大変面倒なのです。給料もそれこそ役員、一般給与、パートタイマー、派遣の方たちに分ける。支払利息、受取利息、家賃、それこそ細かくいろいろなものを基準に計算していなくて

はならなくて、結構申告書をつくるのは大変な神経が要るのです。ですから、そういう意味でも、小さなところにこれを導入したらとても大変で、これなら事業税何%というほうがまだいいというぐらいになってしまうと思うので、外形標準課税を中小企業に拡大しないようにしていただければ私はもうこの文章でもいいと思います。8ページのところに配慮したというのが入っていますから。確かに今は、資本金だけではないのです。資本金は少なく、従業員が少なくても利益をうんと上げる会社はあるのです。だから、その辺をどうやって表現したらいいのか、私もわからないのですけれども、現実には小さな会社では机1つでも利益が上がる会社があるから、きっとそのことをどうにかしたいというのがこの文章の中だと思うのです。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、資本金例えば1円でも創業できるということですので、資本金が唯一の中小企業の定義かということがございますので、背景としてはそういうことですね。わかりました。表現としては、〇〇提案で行って、ただ、外形標準課税の適用については十分配慮する必要があると28ページに書き込んでおまして、私もそのとおりでと思っていますので、この表現でいいですね。

【〇〇委員】 はい。

【〇〇小委員長】 そういうように書かれてありますので。ありがとうございます。

あと23ページの〇〇委員の地方六団体の地方の力を結集して積極的に改善を求めるべきである。要はここで議論があったとおりですので、法人事業税に関して地方法人特別税が導入された経緯もそうでしたけれども、例えば東京都の頭越しにいろいろなものが決まっていくという経緯もありましたし、地方の税、自分たちの税のことなのに立法プロセスではフォーマルな形で地方自治体が意思決定プロセスに参加できない現状に対して、何らかのせっかくできたこれが余り機能していないということがあるかもしれませんが、協議の場ということを少なくとも現行の仕組みの中ではここがあるので、こういう場を活用してきちっと地方の財源にかかわる大きな変更がある場合には、きちっと協議をし、地方がしっかり意見を言える場を活用していくべきだということですね。その制度改正を地方が独自にできるようにしたいということまでの主張では、そういう議論ではありましたか。〇〇委員、どうでしょうか。

【〇〇委員】 制度改正を地方が一方的に決めることは、あり得ないですね。地方が独自に決めるのは、地方税の自主課税の問題でしょう。ここで言っているのは、国が地方に影響する地方税制を一方的に決めるというのは、いささか手続としてどうなのですか。そのためのちゃんとコンサルテーションというか、協議の場があつてしかるべきではないのかという意味で、ちゃんと改善を求めていくというのは、まず意思決定手続の改善ですね。それが大事であつて、その結果としてどう処置をするのかはそこで考えるべきことであるということだというようなニュアンスではないかなと思います。〇〇先生がおっしゃっている両方でもどちらでもないですね。適正手続の問題だということですね。

【〇〇小委員長】 はい。そのあたりでいいですか。

【税制調査担当課長】 はい。

【〇〇小委員長】 ほかに論点はございますでしょうか。大体〇〇委員のコメントも議論で触れられたかなと思います。

どうぞ。

【〇〇委員】 1つ教えていただきたいのは、資本金以外の指標を組み合わせるといのは何かいいアイデアはあるのですか。

【〇〇小委員長】 議論で何か出ていますか。私も聞いたことはあります。

【〇〇委員】 外形にならないではないかという。

【総務部長】 地方の法人課税で資本金を使っているのは外形の基準もありますし、均等割もあります。実は

自社株取得で資本金が減ってしまうということがあって、大企業の資本金がマイナスというのが出てきていたのです。それについては個別に対応するというので昨年度から制度改正が行われています。やはり資本金というのが昔の資本金とは意味が違ってきている、会計学的にも違ってきてしまっているということで、例えば中小企業基本法などでやっているのは従業員数というのを組み合わせたり、あるいは売上金額がいいかどうかはわからないのですけれども、売り上げだとか所得だとかということのを組み合わせるとするのは、アイデアとしてはあります。ただ、変動してしまう指標を使うのがいいのか。従業員数はそんなに変わらないと思うのですけれども、先ほど〇〇委員からもお話があったように、規模が小さくて従業員数がなくても利益を上げている。それはいいのかという御指摘もありますし、なかなか決め手には欠けるということだろうと思います。

【〇〇小委員長】 大体第二部の議論は尽きたところでしょうか。ありがとうございます。

では、次に行きましょうか。第三部のほうへよろしく願います。

【税制調査課長】 御説明の前に事務局から御提案させていただきたいことがございます。時間の都合上、もしよろしければ詳細な説明を割愛させていただいてもよろしいでしょうか。

【〇〇小委員長】 はい。

【税制調査課長】 これから御説明するパートについて、個人所得課税は昨年度も検討しているところなのですが、車体課税については26年度の答申以来、また温対税については23年度に議論をして以来となっております。また、特に車体課税、温対税では、今回新たに論点として盛り込んだところもたくさんございます。事前説明で御説明をさせていただいた点について御議論いただければと思います。お願いいたします。

【〇〇小委員長】 そうですね。ここは事前の打ち合わせでも相談していたところなのですが、通常の議論のときには余り時間がなく次へ行った記憶があるのですけれども、その割には結構記述内容が豊かになっていますので、この機会を利用して先生方に十分御意見をいただいたほうが良いだろうということもございますので、残り時間、この部分について御意見いただければ。事前説明を各委員の皆様方には行われているとは思っていますが、ぜひここはこうということがございましたら、積極的に出していただければと思います。

どうぞ。

【〇〇委員】 39ページからのところは忘れていたのですが、高額所得者の年金の話については、議論の筋が違うのではないかなと思っていて、高額所得者だから年金を減らせとか年金に課税するというのではなくて、高額所得者はそんなに高額だったら所得税のほうで高額な部分を取ればいいだけの話であって、議論の筋がおかしいのではないかなという気がしている。つまり、限界税率のほうが低過ぎるから年金と所得をいっぱいもらっていてたくさん不公平が起きているのかもしれないということなのであれば、ちゃんと所得税の高いほうを取ればいいだけの話であって、年金の問題ではないのではないかというのが39ページの下のところから思い出したのでつけ加えたいと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

これは私も制度をよくわかっていないのですが、ここに書いてあるのをそのまま読むと、控除が入っているために、これは税控除ではなくて多分所得控除ですか。

【〇〇委員】 所得控除ですね。

【〇〇小委員長】 保険料を払うときにまず所得税の控除がありますし、もらったときにもまた控除がある中で、総体的に高額所得者が利益を大きく受ける形になっている。

【〇〇委員】 そうです。だから、高額所得者がそんなに利益を受けて困るのであれば、限界税率を上げればいいのかではないですか。

【〇〇小委員長】 あるいは控除を税額控除に切りかえる。

【〇〇委員】 税額控除でもいいのですけれどもね。

【〇〇小委員長】 恐らくそのような、もう少し実質的に年金所得のところに負担を求めていくよう制度改正すべきではないかという、これは主として〇〇委員の御意見。

【〇〇委員】 その他の所得に負担をかけていけばいいのではないかと。

【〇〇小委員長】 その他というのは年金も入っている。

【〇〇委員】 ただ、年金以外に1,000万あるということでしょう。1,000万、年金をもらっているわけではないでしょう。

【〇〇小委員長】 そうですね。所得金額1,000万以上の者。  
どうぞ。

【総務部長】 〇〇委員がおっしゃっているのは、要するに年金を計算するときに公的年金控除をした上で雑所得に扱っているということで、その年金収入のかなりの部分が課税対象から外れる。それは年金しかもらっていない人であれば一定の配慮は必要かもしれないけれども、そうでない人まで利益を受けているということの問題視されているのだと思うのです。ですから、それ以外の部分は当然きちんと課税されているわけなので、それだけではなくて、年金が軽減されている、年金所得で軽減されている部分も、そんな軽減の必要はないではないかというのが〇〇委員の御意見だと認識しております。

【〇〇委員】 その御主張はわかるけれども、筋が違うのではないかと。所得が多いから、その人からちゃんと取ればいいだけの話ではないか。こういうちまちました話をするよりは、そんなに高額所得者がもらい過ぎていてるのであれば、そちらからちゃんと一般的に取るべきであるしということです。年金は基本的に拠出に対する見合いなわけですから、それがほかの所得が多いからという話でやるというのは筋が違うのではないかなという印象です。

【〇〇小委員長】 会長、どうでしょうか。

【総務部長】 こういうものがあるかどうかわからないのですけれども、〇〇委員の説を進めていくと、公的年金等控除はなくていいのではないかと、所得は所得、収入は収入、給与所得との比較はありますけれども、そういったことを外してもいいのではないかと。ただ、それとは別に、そういった低所得者に対する別の配慮をすれば多分足りると思うのです。ただ、どうするかということはまだ提案されていませんし、国でも政府税調でもまだ議論されていないということだろうと思います。

【〇〇小委員長】 つまり、特別に控除を年金のために設けるのも廃止をしてしまって、通常の所得で合算をして累進税率をかけるというように持っていくほうがいいのではないかと。

【総務部長】 それは1つの考え方です。もう一つは、〇〇先生おっしゃるように、それはそれで年金所得なのだから、もうイコールフットリングでいいのではないかとという考え方もあると思うのです。どちらが正しいか、いろいろ考え方があるかなと思います。

【〇〇小委員長】 なるほど。そうすると、ここはどのように記述をするといいでしょうね。

【〇〇会長】 恐らくここはまだ提言そのものは書いていなくて、こういう実態といいますか、事実がある、だからこれから考えましょうという書き方になっているので、どちらの意見とここでは書いていません。そういう意味では、事実が正確に書いてあればいいのだらうと思います。そこを確認させていただきたいということで、記述を点検しますけれども、どうすべきだという意見があったところまではまだ行っていないだらうと思っております。

【〇〇小委員長】 そうすると、何かここをこう変えるべきだという議論ではなくということですか。控除制度の再編というタイトルがついているので、そういう問題意識はあるわけですね。再編すべきだと。つまり、所得控除を税額控除に切りかえていくべきだという問題意識の中でこれは書かれているのですね。

単に事実を書いているというだけでなく、やはり高額所得者に多くの便益が行っていることについて問題提

起をしていると読めますので。あるいはもう少しどうしたらいいでしょうか。税額控除に切りかえるという議論は〇〇委員の御指摘もあったように、政府税調で現在、所得税改革の議論をしております、その中で所得控除を税額控除に切りかえていくべきだという議論の方向が今ちょうどなされているところでして、それとも方向性としては同じ問題意識で議論されているわけですね。ですので、その一般的な議論と年金にかかわるさまざまな現在の問題とを一旦切り離して、会長御指摘のように、とりあえず年金をめぐる課税についてはこういう課題があるということを事実として指摘することと定めるということも可能かもしれないですけどもね。

【〇〇委員】 今の観点と外れてしまうかもしれませんが、負担の公平性の確保はいいのですけれども、わかりやすい課税体系というか、所得課税については簡素な税制を特に目指していただきたいのです。控除制度の再編をして、給付付き税額控除の検討。具体的には、今後深めていかなければいけないのでしょうけれども、多分給付付き税額控除の検討に入ってこういうものが入った場合、今の個人の納税者にとっては、今までとがらっと仕組みが変わるわけですね。そうすると、やはり納税者にとってわかりやすい税制をぜひ地方税も国税においてもそうなのですけれども、目指していただきたいと思います。先ほどの法人の外形標準課税ではないですけども、どんどん税制が複雑化している。やはりいろいろな社会状況の変化に対応しなくてはならないから複雑になっていくのかもしれないけれども、個人所得課税だけは納税者が納得してわかりやすく納められるような税制を目指していただきたいというのが希望なのです。余りにも具体的でなくて申しわけなのです。

多分今回は、先ほどから会長がおっしゃっているような、ここでは具体的にまだわからないから、この辺にとどめるしかないのかもしれませんが、具体的にどういうようにしたいというのがこの委員会の中ではまだ議論されていないですね。

【〇〇小委員長】 そうですね。〇〇委員がこの点について問題提起をされたということなのですが、議論して年金をめぐる課税についてはこういう方向で行きましょうというように細かく議論したわけではなかったというように思います。その意味では、方向性も委員によって分かれるということであれば、こういう問題があるという課題の指摘にとどめて、一般論として所得控除から税額控除へ切りかえていくべきだという指摘はあって、それと一旦切り離しておくという手はあると思いますね。

あと給付付き税額控除をめぐるのはこのような形で、比較的詳しく記述をしているわけですが、これを実際に導入された場合にどういう事務が発生するのかというような議論については、たしか〇〇委員からも、〇〇さんに向けてだったのでしょうか、実際に地方独自でやったらどうなるのか、どういう事務が発生するのか、どういう手続になるのかということについて質問があったのです。〇〇先生からもこのようなコメントにも言及がありまして、我々も、それをやるということがどれだけ例えば取る側にとっても負担がふえ、払う側にとっても何が変わるのか、正直なところつかみ切れていないところがありますので、こういった点を含めて、仮にこういうものが入るにしても、できるだけシンプルでわかりやすくすべきだという記述は必要かもしれませんね。ありがとうございます。

そのような方向でいいですか。何かありますか。ないですか。ありがとうございます。

会長、いいですか。

【〇〇会長】 はい。どうぞ。

【〇〇小委員長】 ほかに環境にかかわる点等、〇〇委員、どうですか。車体課税とか。

【〇〇委員】 何を言おうとしたか忘れてしまって、どうだったかなと今、思い出しているのです。

【〇〇小委員長】 車体課税は記述が厚くなっているのですね。それから、6では別建てで環境税制ということでも設けていますし、温暖化対策税とか、こういう点についても記述が入っております、もし、すぐ出ないということでしたら、どこからでも構いませんが、どうしましょうか。時間との関係で、そろそろ最後のセッションに移るという手もあります。

【〇〇会長】 そうですね。まず、最後まで行ってしまったら。

【〇〇小委員長】 いいでしょうかね。そうしましたら、もしこれをということがございましたら、後からでも挙手いただいて戻っていただいても構いません。最後の「Ⅲ 東京における税をめぐる諸課題」というところのセクションについて御説明いただき、議論したいと思います。

【税制調査課長】 それでは、Ⅲの「東京における税をめぐる諸課題」についてです。こちらについては、まず財政需要については、昨年度答申に記載のものを一步踏み込んだ形で整理をしております。

また、今年度、新しい点は「都内市区町村における諸課題」というのを記載していることです。

その後「税に対する理解の促進」。

最後に、今回「都の重要施策を支える税制の役割」というのを加えさせていただいております。この2つにつきましても、今年度の検討課題として取り上げさせていただいている分野です。

【〇〇小委員長】 〇〇委員からもコメントがありましたね。

【税制調査課長】 それでは、〇〇委員の御意見のほうを先に御紹介をさせていただきます。

66ページをお開きください。都の財政需要の中の1つの項目「東京を訪れる外国人への対応と東京2020大会に向けて」の部分です。14行目にWi-Fiの接続環境の向上について記載があります。ここにつきましては、本文では「収集される情報の管理のあり方も含め、行政主体でインフラ整備を進めて」という記載をしておりますが、〇〇委員のほうからは、Wi-Fi接続環境の向上については、アンテナ設置等のインフラ整備だけでなく、ソフト面など多様な切り口が存在するので、ハード面のみを強調する記載は避けるべきという御意見をいただいております。代案といたしまして、この部分のインフラという言葉を削除してはどうかという御意見をいただいております。

続きまして、75ページをお開きください。一番上のポツです。ここは今回、新たに盛り込んだ部分です。宿泊税に関して、「宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することを検討するべきではないか」という意見があった」という記述につきまして、〇〇委員の御意見であったところなのですが、その意見が素案に反映されているということで御意見をいただいております。

以上です。

【〇〇小委員長】 では、残り時間、最後の第三部「東京における税をめぐる諸課題」について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【〇〇委員】 68ページ以降「税に対する理解の促進」ということがあるのですが、70ページ以降、主権者意識を高める租税教育とあるのですが、正直言うと、余り租税教育で主権者意識がどう高まるのかなというのは理解の想定ができません。普通に公共部門がやっていることについての教育ならともかくとして、税に特化して、あなたが金を払わないと出ませんよとかぎちぎちやっても、サービスを受けられませんよと言っても、その感覚は民間消費サービスの感覚であって、税に対する正しい理解をむしろ妨げる可能性もあります。租税教育には余り期待できないのではないかなというのが率直な印象です。公共部門がどういう仕事をしているのかという全般的なことによって初めて租税抵抗を減らすことができるとしても、細かい税の話をぎちぎちやればやるほど、民間財的な説明になっていって、効果があればますます租税教育と反対の効果になる。これは店で買う話と同じ金なのだろうという意識になれば、私はこれだけ税金を払っているのにサービスがないのではないかなという話になって、これは多分租税破壊教育になるということで、極めて慎重にやらないと難しいのではないかな。

もう一つは、そもそも給与所得者は手間がかからないから納税者意識が出ないのですけれども、一方で、面倒くさいことをさせられては困るという、税制は簡素なほうがいいわけであって、そんな教育の機会はないほうがよいわけです。あるいは本当に教育したいのであれば、OJT的な生涯学習として全員ちゃんと申告納税をする。

シャープ勧告の発想はそうだったわけですね。申告して初めてわかるのであって、抽象的な教育をやってもだめであって、ちゃんと申告書を書けというところですけれども、それは面倒くさいというのが日本国民でありますし、これは無謀である。こういうことをやればやるほど、都庁の金の使い方はどうだこうだという話が出て、だから税金を払いたくないという話になるとか、知事の給料だけではなくて職員給料や議員の給料を下げるとか変な方向に大体行くに決まっているので、やぶ蛇としか言いようがないというのが率直な印象です。もう直截に、行政としてちゃんと仕事をやるという教育は多分必要だし、これは小学校でもやっていますね。それを越えた特殊な租税教育というのは無理ではないかなというのが私の率直な印象で、まして、それで主権者意識ができるなどはとても思えない。むしろたかり的な意識が強まる。ふだん気にしていなかったことが一々、このお金は幾らだ、このお金は幾らだと、私はサービスを受けていないという話でなっていくって、逆効果になるのではないかなというのが率直な印象ですが、どうですか。皆さんポジティブに考えて、租税教育をやるとすばらしい納税者兼有権者ができると思っているのかなというのは理解に苦しむというのが率直なところです。

【〇〇小委員長】 ほかに御意見ありますでしょうか。特に今回、かなり租税教育については充実した記述にしているわけですが、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 確かに〇〇委員がおっしゃるとおり、税の仕組みを教育するだけでは主権者意識は高まらないというか、むしろ逆効果かなという感じがしている。もちろんサービスのほうもそうなのですけれども、税の意思決定プロセスまで含めて初めて主権者意識という話になってくるかな。それが実際の租税教育でそんなところまでできるかということも考えると確かに難しい問題はあるのかなという気がします。

もう一つ、最後のページで76ページ、1つ目の黒ボツでOff Budgetと書いてあるのですが、確かにこれは〇〇先生がこういう表現をされたかと思いますが、その前に、これはそもそも税を使って税の枠組みの中で給付、支出のようなことをするというのでTax Expenditures、租税支出という言葉があるので、そちらのほうで直接ここで言っていることを表現する用語になるのではないかなと思いますので、租税支出、このように英語のままTax Expendituresと書いてもいいのですが、日本語にするときは租税支出と大体訳していましたね。それでいいのではないかなという気がしますが、どうでしょうか。

【〇〇小委員長】 そうですね。租税支出、具体的に箇所で言うと、ごめんなさい。

【〇〇委員】 租税支出がOff Budgetになってしまうところが問題なので、Off Budgetということ強調するというよりは、租税支出を直接言ったほうがいいのではないかなと思うのです。76ページ、一番最後のページです。

【〇〇小委員長】 ここですね。「今後の税制活用の視点」の直前の段落ですね。

【〇〇委員】 直前のところです。

【〇〇小委員長】 確かにOff Budgetという言葉は余り聞かないですね。Tax Expendituresのほうが普及していますかね。それでも一般の人がぱっとわからない。租税支出。

【〇〇委員】 確かに解説が必要ですね。

【〇〇小委員長】 はい。解説が必要かもしれませんね。

でも、我々の言葉としても確かにOff Budgetと言うよりもTax Expendituresと言うほうがまだわかりますね。

【〇〇委員】 ストーリーとしてはTax ExpendituresがOff Budgetになってしまうので問題だという話ですね。

【〇〇小委員長】 予算から落ちてしまうので、議会で審議される項目にならないということですね。

【〇〇委員】 表現の問題だと思うので、工夫をしていただければいいかと思います。

【〇〇小委員長】 はい。



〇〇委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 先ほどの租税教育なのですけれども、70ページに書いてあるように税理士会でも税制大綱の中に租税教育という言葉が入ったので、それ以前から大学への寄付講座とかPTAでの話とかはやっていたのですけれども、はっきり租税教育とうたわれたので、今、都の租税教育の推進協議会にも入ってやっているのですけれども、実際に租税教育として教える時間はそんなにないのです。小学校への租税教育派遣はかなりできているのですけれども、肝心な高校とかもうじき納税者になるという大学生さんたちへの租税教育の場はほとんどない。でも、やはり納税の義務はあるのだよ、主権者は自分たちで、そして、選挙で選んだ議員さんたちが国会で最後の税制改正を決める。そういうことを教える必要はあるのではないかなということでは進めていて、十分に時間がとれていないから、税金はこういうような仕組みになっているとか詳しくは話せないですね。ただ、国はこういうもので成り立っていますよというぐらいの現状しか言えていないので、主権者意識を高める租税教育の充実、確かにこういうように書くと、今、〇〇先生もおっしゃったような感じになりますけれども、現実にはそこまでは行っていません。

【〇〇小委員長】 よろしくお願ひします。

【税制調査課長】 事務局のほうで今回主権者意識というのをあえてつけ加えた意図だけ御説明をさせていただきますと、やはり税負担のあり方であるとか、税の使い道にかかわる選挙への参加というのは、税と社会とのかかわりを深める絶好のチャンスだということで、社会の構成員として社会のあり方を主体的に考えるという部分では、税を通じて非常に主権者意識を高めるというものに相通ずるものがあるのかなというように感じております。そういった中で、今、主税局では選挙管理委員会等とも連携しつつ、教育庁とも連携しつつ、やはりただ制度を教えるだけの租税教育ではない、一歩踏み込んだ租税教育というのを今、模索しているところでして、そういう思いでこういう言葉を使わせていただいておりますが、具体的にどう変えるかどうかというのは御相談をさせていただければと思います。

【〇〇委員】 実際に租税教育の現場で行っている小学生のところでは、グループを幾つか分けて、あなたが大臣になったらどういふようにこの町をつくっていきたいですかというような課題を与えてみんなに考えてやってもらおうとかというようなことをやっているのです。ですから、それが小学生ぐらいの知識で、やはりある程度はこれからそういうように社会の仕組みの中で、税金はこういうように大事なのだよ、みんなで日本を支えていくためには必要なのだよということを教える必要は絶対あると思います。多分今、租税教育の現場で一番の課題は、もう少し、本当に納税者になる一歩手前の方たちにそれをどう教えるか。やはりそれは大切なことだとは思っております。

【〇〇小委員長】 お願いします。

【〇〇委員】 おっしゃることは重々もつともなのですけれども、それは基本的に社会科とか公民とかでやっている話そのものであって、何でもかんでも何とか教育とか環境教育だの食育だの、次々に限られたところにあれも教えろ、これも教えろとやって、いろいろ入れるから結局中身は薄くなる。一方では、国語・数学などの他の教科が、学習指導要領のほうが減るわけではないので、要はトータルなりソース配分を検討しないまま、安易にいろいろなものを入れ込み過ぎている。これはよく教育課程行政という査定官庁とか制度官庁なきプロセスとよく言うのですけれども、査定者がいないのです。みんなが思いつきのものをいっぱい放り込んでいて、コストについて何も考えずに、ほかの税理士会さんとかに頼めばいいやみたいな話でやっていって、実際には効果がなく、広く薄いものになっていて、やったつもりにはなっているけれどもという状態になっているだけです。これは基本的には公民とか社会科の話でちゃんとやればいい話で、効果がないのは、それはそうですね。そんな時間はないし。

だけれども、実際の世の中の仕組みがどうなっているとか、小学校三、四年生であれば消防とか水道とか市

役所をやっているのですよと教えます。それは当然税金もかかるのですよという話はやっています。選挙もありますよという話はやっているので、それを超えたものにはならないし、現在でも既にそれは入っているわけですね。だから、こういう実際の教育現場を考えずに、安直にあれもやれ、これもやれという非常にいいかげんです。文科省がこういうものにかかわっていること自体、非常に無責任だと思いますけれども、本当に教育課程行政はコマの取り合いですから、分単位をめぐって争っているわけです。国語と英語とかの間では非常に重要なことで、本当はそこを減らしてこういう社会科みたいなものが入れば、それはまた別途あります。今度、公共がつくれますね。そういう中で入れ込んでいくべきものであって、場当たりのこういうものをやるべきものではないのです。ちゃんと教育課程で検討すべきテーマだと思っています。環境教育もそうですね。環境が大事だというのはそのとおりで、それはそうだけれども、つい子供のうちから環境教育しましょうなどと非常に安直にやっていくということで、これはいささかどうかなという気はしています。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そろそろ時間なのでまとめなければいけないのですが、個人の意見としては、租税教育のこのような基本的な方向性というのはばかきさいなというようには考えているのです。考え方については私も共鳴しているところがあるのですが、ただ、〇〇委員からもいろいろと御指摘を受けました。社会について入れ込むべきだということは重々そのとおりだというように思いつつ、ただ、社会もあとは文科省に任せればいいのかといたらそうではなくて、社会に何を投入するかも実はある種の運動の部分の側面もあるのです。社会的なさまざまな雰囲気の盛り上がりや世論の形成が社会も大体何年かに一度、学習指導要領を見直していきますし、実は私も現在、中学校の公民、高校における公共の創設の議論に委員に入っておりますけれども、そこでも審議会とか見えていますと、どういう形で社会に科目が立ってくるかというプロセスを見ることができるのですが、大なり小なりそれはいろいろな意味でこういう教育に力を入れていくことが必要だといういろいろな下積みというのですか、社会におけるいろいろな運動やプロセスや意見形成があって、そういう働きかけがあり入っていくものなので、租税の観点から言うと黙っていると減っていく一方なのです。ですので、そういう意味では租税教育が必要だというように認識する立場からすれば、やはりいろいろな社会における実践ですね。つまり、学校教育の外でもいろいろな活動をできる限り推進していき、それが結果として教科内容に反映されていくという側面はありますので、これは別では必ずしもないのではないかなという気もいたします。

もし会長、最後に何か御意見がありましたら。

【〇〇会長】 今、〇〇委員がおっしゃられたなかには、恐らく教育課程の時間に限りがあるということがあります。ですから、教育課程における時間的配分というものを考えなければいけない、要するにほかの授業を邪魔してはいけないということも含めておられるのかと思いますので、そういう留意点をつけ足すのがよいでしょう。これは全部とってしまうのはもったいない話なので、書き方を工夫させていただきたいと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ここの記述はそうですね。確かに教育課程におけるところが重要であって、それ以外にという部分もありますし、一方で、金融教育、これがすごい運動が激しくて、委員にまで入っているのです。金融教育の運動の代表者の方が委員にちゃんと選出されて、毎回発言されるのです。証券会社がバックなのか知りませんが、個人が預金だけしているという状況に御不満で、いわゆる貯蓄から投資へというのに誘導したいわけです。子供たちをそういうものに対してアレルギーをなくしたいというのがバックにはある。私も苦々しくそれはだめだとも言えないのですが、何で金融教育だけ。そうするとだんだん書き込まれていくわけです。租税教育がなぜここでというように。オフレコにしてください。国税庁の方から、直接会いに来られて租税教育をがんが言ってくれと言うのですけれども、それもいかにかなという気がして、そんなに強くは言っていないのですが、まさに〇〇先生おっしゃる取り合いです。そういう意味では教科の中での取り合いです。教科の中で何を重視す

るかの取り合いです。学習指導要領にもどう書き込ませるか。

【〇〇委員】 金融教育は下品だからといって、何で租税教育と一緒に下品にならないといけないのかという気がするわけですね。

【〇〇小委員長】 でも、やはり税負担というのがこれから高まっていくわけですね。だから、今までのように成長していくにしたがって税収も増えていくわけではない社会で、一方で、少子化、高齢化でどうしてもコストは増えていきますから、その中で、総体で重くなる負担をどういうように納得してもらうか、あるいはこれが必要だからこそ、あえて主権者として考えつつ負担するということについて納得をするかという意味では、しっかり教えていくことの必要性が以前にも増して増えてきたのではないかなという背景があると思うのです。

そうしましたら、特に〇〇委員から租税教育についてのいろいろ課題の指摘がございましたので、それを〇〇会長に最後に総括的にまとめていただきましたように、ここに書いてある趣旨についての重要性はもちろん認めつつも、〇〇委員御指摘になった点について記述をどういうように組み込んでいくか、この点についてまた後ほど相談させていただいて反映させていただきたいと思っております。このようなあたりでよろしいでしょうか。

本日は大変熱心に御議論いただき、最初は少人数での出席ということでどうなるかと思っていたのですが、大変活発に各委員から御意見をいただき、大変よかったですと思います。また次回、よろしくお願いいたします。

きょうはこれにて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —